

# サービス付き高齢者向け住宅の現状と分析

※サービス付き高齢者向け住宅登録情報システムに公開中のデータを対象としています。

(平成30年9月末時点)

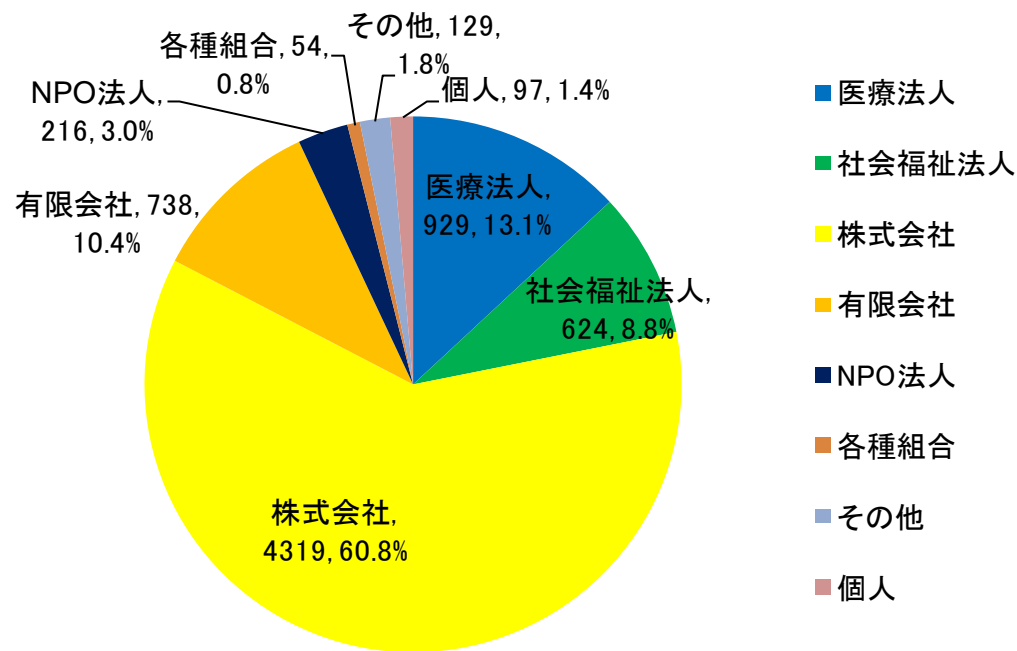
# サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

●法人等種別では、株式会社(60.8%)、医療法人(13.1%)、有限会社(10.4%)、社会福祉法人(8.8%)で全体の9割を占める。

有効回答数：7,106件

	実数	割合
医療法人	929	13.1
社会福祉法人	624	8.8
株式会社	4319	60.8
有限会社	738	10.4
NPO法人	216	3.0
各種組合	54	0.8
その他	129	1.8
個人	97	1.4
	7106	100.0

※その他は、一般社団法人、合同会社等

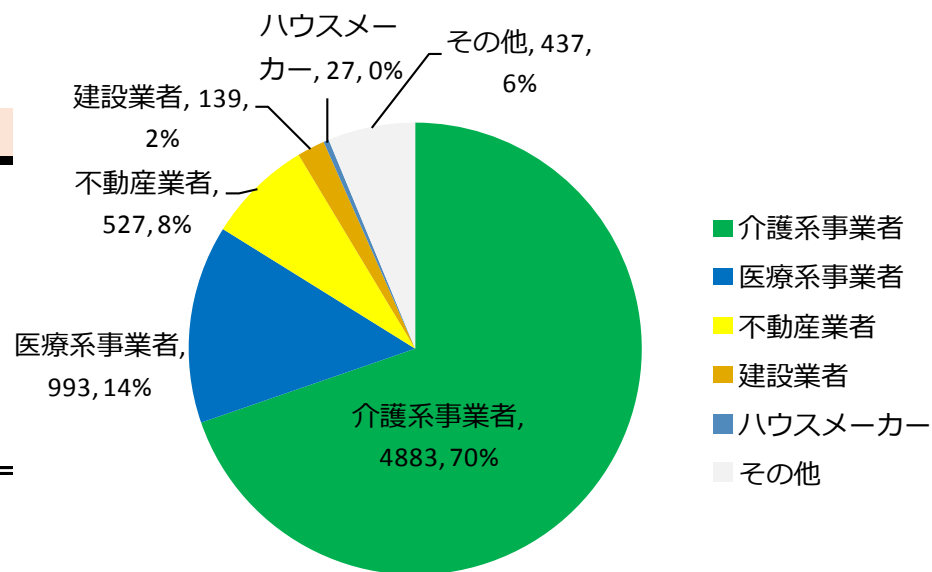


# サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

●主な業種としては、介護系事業者が約7割を占め、次いで医療系事業者(14.2%)、不動産業者(7.5%)となっている。

有効回答数：7,006

	実数	割合
介護系事業者	4883	69.7
医療系事業者	993	14.2
不動産業者	527	7.5
建設業者	139	2.0
ハウスメーカー	27	0.4
その他	437	6.2
	7006	100.0



※その他は、警備会社、農協・生協、電気設備会社等

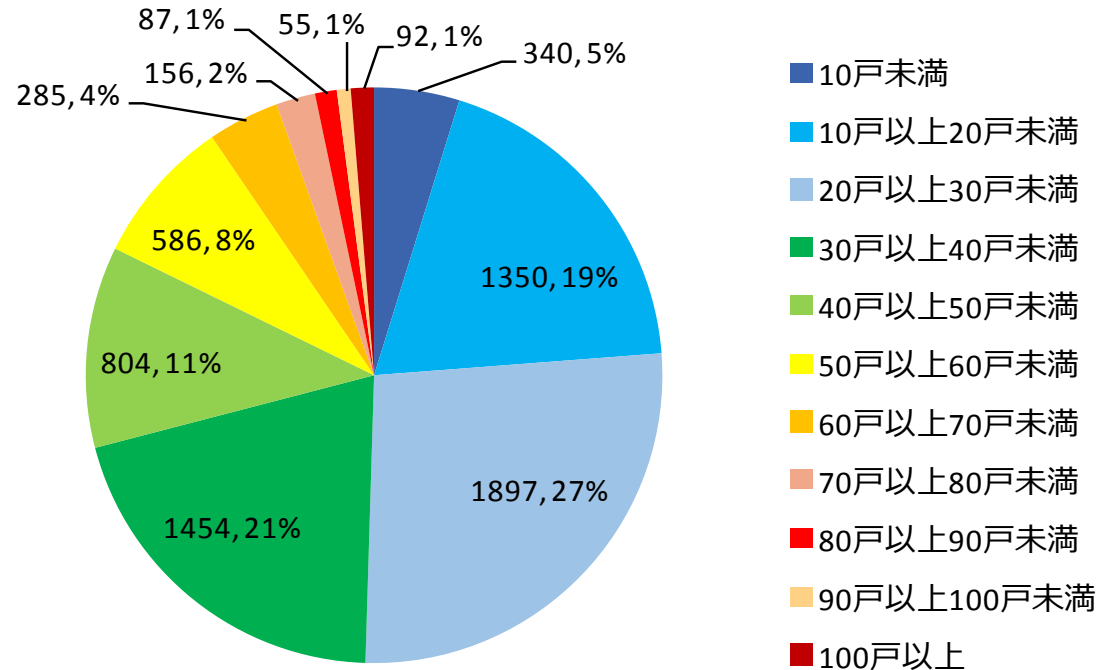
(業種の記載があった事業者を対象とする)

# サービス付き高齢者向け住宅の戸数

●住宅戸数では、「20戸以上30戸未満(26.9%)」「30戸以上40戸未満(20.6%)」「10戸以上20戸未満(19.2%)」が多く、全体の8割以上が50戸未満である。

有効回答数：7,106件

	実数	割合
10戸未満	340	4.8
10戸以上20戸未満	1350	19.2
20戸以上30戸未満	1897	26.9
30戸以上40戸未満	1454	20.6
40戸以上50戸未満	804	11.4
50戸以上60戸未満	586	8.3
60戸以上70戸未満	285	4.0
70戸以上80戸未満	156	2.2
80戸以上90戸未満	87	1.2
90戸以上100戸未満	55	0.8
100戸以上	92	1.3
	7106	100.0

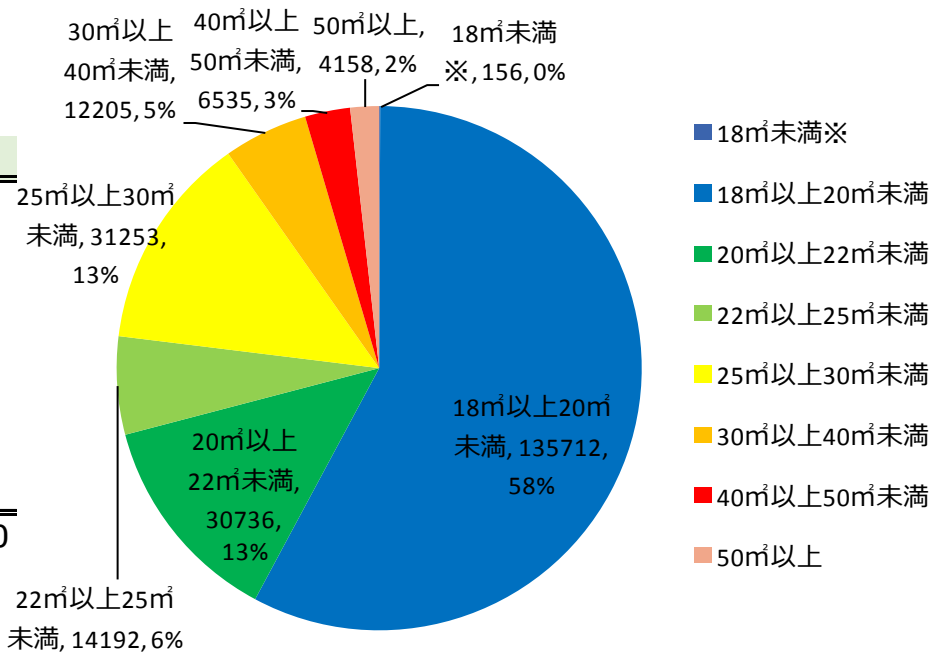


# サービス付き高齢者向け住宅の住戸面積

●専有部分の床面積は、25㎡未満が77.0%を占める。

有効回答数234,947戸

	実数	割合
18㎡未満※	156	0.1
18㎡以上20㎡未満	135712	57.8
20㎡以上22㎡未満	30736	13.1
22㎡以上25㎡未満	14192	6.0
25㎡以上30㎡未満	31253	13.3
30㎡以上40㎡未満	12205	5.2
40㎡以上50㎡未満	6535	2.8
50㎡以上	4158	1.8
	234947	100



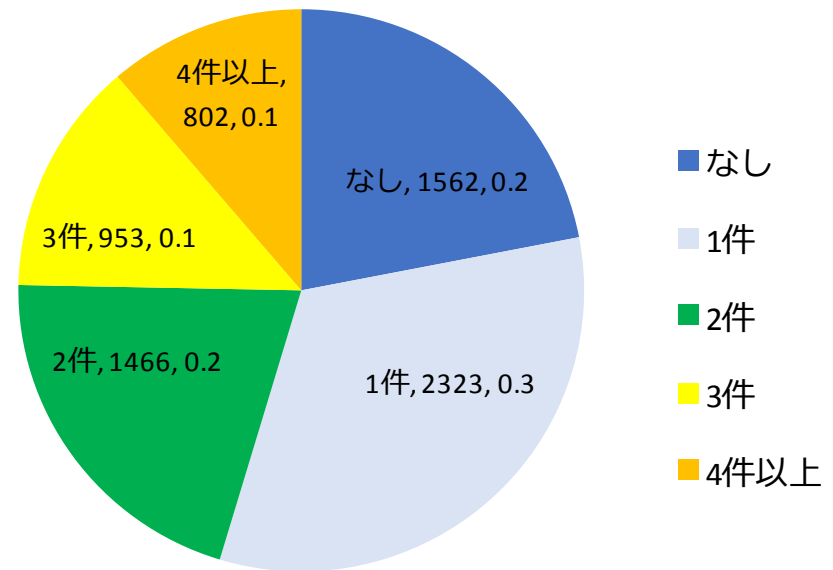
※高齢者居住安定確保計画に基づき登録基準を緩和したもの

# サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設

- 全体の78.0%が併設施設を有している。

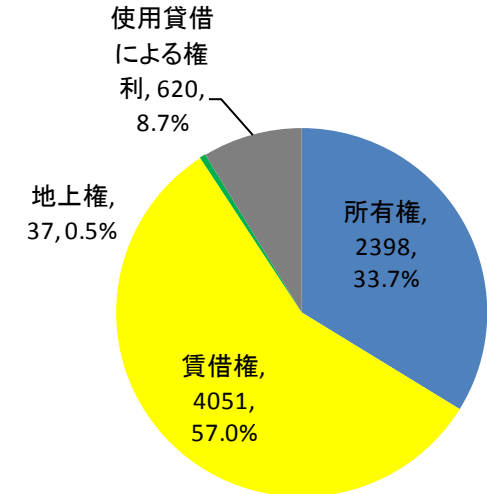
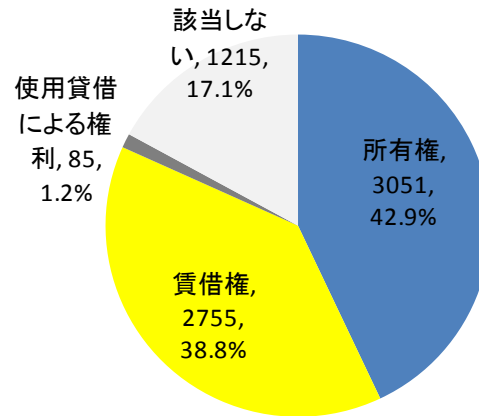
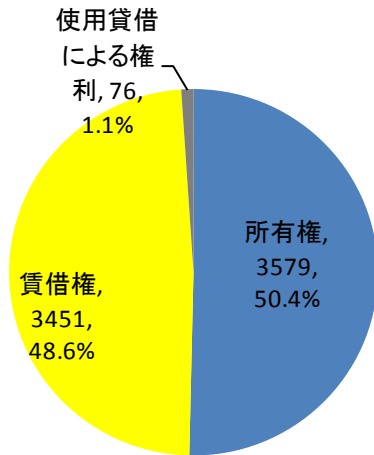
有効回答数：7,106件

	実数	割合
なし	1562	22.0
1件	2323	32.7
2件	1466	20.6
3件	953	13.4
4件以上	802	11.3
	7106	100.0



# サービス付き高齢者向け住宅事業を 行う者の各権原

- 各権原の所有権は住宅:50.4%、施設:42.9%、敷地:33.7%を占める。
- 各権原の賃借権は住宅:48.6%、施設:38.8%、敷地:57.0%を占める。



■所有権 ■賃借権 ■使用貸借による権利 ■所有権 ■賃借権 ■使用貸借による権利 ■該当しない ■所有権 ■賃借権 ■地上権 ■使用貸借による権利

住宅権原	実数	割合
所有権	3579	50.4
賃借権	3451	48.6
使用貸借による権利	76	1.1
	7106	100.0

施設権原	実数	割合
所有権	3051	42.9
賃借権	2755	38.8
使用貸借による権利	85	1.2
該当しない	1215	17.1
	7106	100.0

敷地権原	実数	割合
所有権	2398	33.7
賃借権	4051	57.0
地上権	37	0.5
使用貸借による権利	620	8.7
	7106	100.0

# サービス付き高齢者向け住宅において提供されるサービス

- 状況把握・生活相談サービス以外に、96%の物件において「食事の提供サービス」が提供される。
- 入浴等の介護サービス、調理等の家事サービス、健康の維持増進サービス、その他のサービスについては、概ね半数程度の物件において提供される。

	提供する		提供しない	
	実数	割合	実数	割合
状況把握・生活相談	7106	100%	-	-
食事の提供	6820	96%	286	4%
入浴等の介護	3430	48%	3676	52%
調理等の家事	3676	52%	3430	48%
健康の維持増進	4371	62%	2735	38%
その他	3669	52%	3437	48%



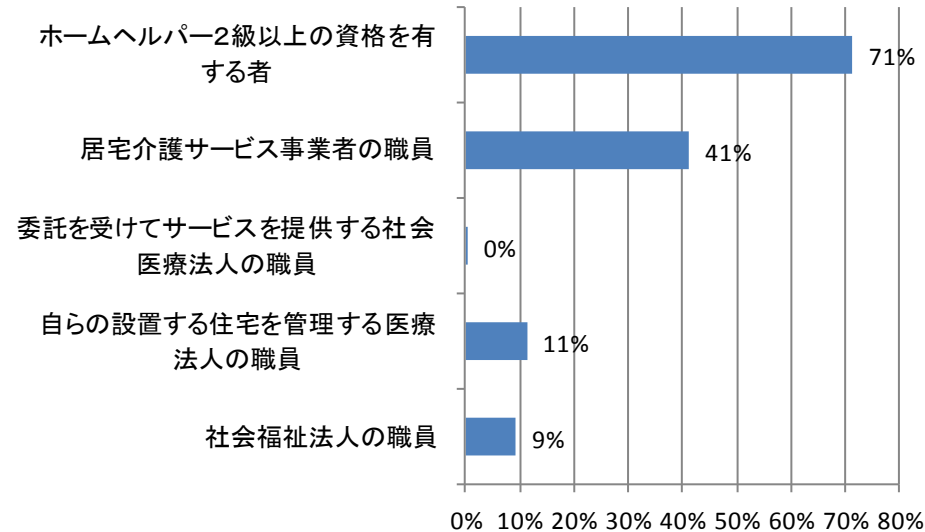
# 状況把握・生活相談サービス

- 常駐する者は、ホームヘルパー2級以上の資格を有する者(71%)が最も多く、次いで居宅介護サービス事業者の職員(41%)が多い。
- 状況把握・生活相談サービスの提供時間は、24時間常駐が72%、夜間は緊急通報サービスによるが28%であった。

## ■常駐する者

有効回答数: 2762件(複数回答)  
(割合は、記載のある物件2,078件を母数に算出)

	実数	割合
社会福祉法人の職員	189	9.1%
自らの設置する住宅を管理する医療法人の職員	234	11.3%
委託を受けてサービスを提供する社会医療法人の職員	4	0.2%
居宅介護サービス事業者の職員	855	41.1%
ホームヘルパー2級以上の資格を有する者	1480	71.2%



## ■提供時間

有効回答数: 2,078件

	実数	割合
24時間常駐	1498	72.1%
夜間は緊急通報サービスによる	580	27.9%

